

平成 30 年
告示第 49 号

北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による市内経済の活性化や居住環境の質の向上により定住促進を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北秋田市財務規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅、住宅用の車庫及び物置をいう。
- (2) 増改築 既存の住宅の増築又は一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能及び性能を維持又は向上させるため、修繕等を行うことをいう。
- (4) 災害復旧 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（市の証明を受けた被害に限る。）の復旧をいう。
- (5) 子育て世帯 申請年度の 4 月 2 日現在で 18 歳以下の子と同居している世帯をいう
- (6) 中古住宅 所有権を取得した日を起算日として、建築後 10 年を越えた住宅（借家住宅を除く。）をいう。
- (7) 持ち家住宅 自己所有の住宅であつて、自己居住に供するものをいう。
- (8) 排水設備工事 下水道接続工事または浄化槽設置工事をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者であること。（工事完了後に市内に転居するものを含む。）
- (2) 補助を受けようとする者及び増改築、リフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）又は災害復旧を実施しようとする住宅の所有者及び当該住宅に居住している親族が、本市の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない

いこと。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 本市内に存する住宅（別荘等を除く。）であること。
- (2) 賃貸の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅でないこと。
- (3) 第8条第1項の規定による補助金の交付申請時において、新築後1年を経過している住宅であること。
- (4) 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。

2 補助金の交付対象となる住宅は、前項各号に掲げる要件をすべて満たしていることのほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が所有し、居住している住宅であること。
- (2) 配偶者、親（補助対象者の配偶者の親を含む。）又は子が所有し、補助対象者が居住している住宅であること。
- (3) 補助対象者が所有する住宅で、配偶者又は親（補助対象者の配偶者の親を含む。）又は子が居住する住宅であること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が同等と認める場合

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 工事費用は次のいずれかに該当するものとする。
 - (イ) リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。
 - (ロ) 子育て世帯が居住している住宅であり、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。
 - (ハ) 申請年度の前年度4月1日以降に購入した中古住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。
- (ニ) 申請年度及びその前年度に発生した自然災害による災害復旧工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。
- (2) 申請年度の3月の第2金曜日までに、第11条の規定による事業完了実績報告書を提出することができる工事であること。
- (3) 本市内に主たる事業所を有している法人又は本市の住民登録を有する個人事業主が施工するものであること。

2 次に掲げる費用は補助金の対象としないものとする。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる費用
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事費用（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (3) 対象工事が重複する本市補助制度の補助金に相当する費用
- (4) 重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事の費用
- (5) 前項第1号(ニ)において、原型復旧の範囲を著しく超える等、災害復旧に直接的に関係しない工事
- (6) その他、補助金の交付が適当でない認められる工事の費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第6条第1項第1号の(イ)に掲げるリフォーム等工事にあつては、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。

なお、令和4年4月1日以降に北秋田市住宅リフォーム補助金を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金額との合計で、10万円を限度とする。
- (2) 第6条第1項第1号の(ロ)に掲げるリフォーム等工事にあつては、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の15に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

なお、令和4年4月1日以降に北秋田市住宅リフォーム補助金を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金額との合計で、30万円を限度とする。
- (3) 第6条第1項第1号の(ハ)に掲げるリフォーム等工事にあつては、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の10分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

なお、令和4年4月1日以降に北秋田市住宅リフォーム補助金を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金額との合計で、40万円を限度とする。
- (4) 前条第1項第1号の(ニ)に掲げる災害復旧工事にあつては、災害復旧工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。
- (5) 第1号から第3号までの規定による補助金の交付は、一つの住宅について、同一年度内に1回限りとする。
- (6) 第4号の補助金の交付は、一つの自然災害につき1回限りとする。

(移住者に対する補助の特例)

第7条の2 北秋田市へ定住することを目的として本市へ移住した者（永住を前提として北秋田市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に基づく転入の届出（以下「住民登録」という。）を行い、生活の基盤を定めた者（以下「移住者」という。）をいう。）で、次の各号の何れかに該当する者が、自己又は3親等内の親族の所有に係る住宅について第6条第1項各号に掲げる工事を実施した場合は、前条各号に定める補助金に加えて、次条に定める算定方法により得られた金額を加算して支給するものとする。

(1) 北秋田市民であった者が市外に転出し、5年以上市外で生活した後、再び北秋田市に住民登録して生活の基盤を北秋田市に定めた者

(2) 市外出身者であって、新たに北秋田市に住民登録をし、生活の基盤を北秋田市に定めた者

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定に基づく補助金を交付しない。

(1) 勉学のため転出し、勉学の終了のため再び住民登録をした者

(2) 市税に滞納がある者（北秋田市で課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がある者）

(3) その他、市長が交付対象者として不適当と認めた者

（移住者に対する助成金の加算額）

第7条の3 前条の規定による補助金の加算額は、リフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の15に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とし、その額が30万円を超えるときは30万円とする。

2 本条に基づき支給される補助金は、第6条から第7条までの規定及び北秋田市移住者住宅支援事業実施要綱（平成27年北秋田市告示第5号）の規定に基づき支給される補助金と重複して支給を受けることができるものとする。

（移住者に係る交付申請の特例）

第7条の4 第7条の2の規定により助成金の加算を受けようとする者は、転入者であることを証明する書類を添えて、住民登録の日（北秋田市に転入した日をいう。）から3年以内に、次条の規定に基づく補助金の交付申請を行わなければならない。

（排水設備工事に対する補助の特例）

第7条の5 第6条1項各号に掲げる工事を実施した者のうち、排水設備工事を実施した場合は、第7条各号で定める補助金に加えて、定額を加算して支給するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定に基づく補助金を交付しない。

(1) 所定の手続きを行わず、工事を実施した者

- (2) 当該排水設備工事が諸検査に合格しなかった者
- (3) 市税に滞納がある者（北秋田市で課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がある者）
- (4) その他、市長が交付対象者として不適当と認めた者

（排水設備工事に対する助成金の加算額）

第7条の6 前条の規定による補助金の加算額は、定額で5万円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、原則として、対象工事の着手前に北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1-1号）に、別表第1に定めるそれぞれの申請区分に応じた書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、当該住宅について、同一年度内に1回限りとする。
- 3 第1項の規定は、補助金等の交付決定後、申請の内容を変更する交付条件変更申請について準用する。この場合において、同項中「北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1-1号）」とあるのは、「北秋田市住宅リフォーム補助金条件変更申請書（様式第1-2号）」と読み替えるものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第2-1号から様式第2-3号まで）により、補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。
- 4 市長は、前条第3項の規定により交付条件変更申請書の提出を受け、交付金の変更があったときは、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付条件変更決定通知書（様式第2-4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 補助対象者は前条第2項に規定する通知を受けたのち、補助事業を中止し又は廃止しようとする場合は、速やかに北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付申請取下届の提出があったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(事業完了実績報告)

第 11 条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（増改築の場合において、建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）第 6 条第 1 項及び同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第 7 条第 4 項及び同法第 7 条の 2 第 4 項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては、工事請負業者から対象工事の引渡しを受けた日）は、速やかに北秋田市住宅リフォーム支援事業完了実績報告書（様式第 5 号）に、別表第 2 に定めるそれぞれの申請区分に応じて定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、事業完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、請求書（様式第 8 号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、補助金の請求があつたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金交付決定通知に記載の交付条件に従わなかったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、補助対象者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金返還命令書（様式第 10 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 49 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（旧要綱の廃止）
- 2 北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成 22 年 7 月 1 日北秋田市要綱。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この告示の施行前に、旧要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日告示第 23 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
（平成 31 年度における補助金交付申請等）
- 3 平成 31 年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、平成 31 年 5 月 7 日から行うものとする。この場合において、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 5 月 6 日までの間に契約を締結し着工した補助対象工事については、この告示による改正後の北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定にかかわらず、改正後の告示に基づく補助金の交付対象とすることができる。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 59 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
（令和 2 年度における補助金交付申請等）
- 3 令和 2 年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、令和 2 年 5 月 7 日から行うものとする。この場合において、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 6 日までの間に契約を締結し着工した補助対象工事については、この告示による改正後の北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定にかかわらず、改正後の告示に基づく補助金の交付対象とすることができる。

附 則（令和3年4月27日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月27日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
（令和3年度における補助金交付申請等）
- 3 令和3年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、令和3年4月30日から行うものとする。この場合において、令和3年4月1日から令和3年4月29日までの間に契約を締結し着工した補助対象工事については、この告示による改正後の北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定にかかわらず、改正後の告示に基づく補助金の交付対象とすることができる。

附 則（令和4年3月31日告示第46号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
（令和4年度における補助金交付申請等）
- 3 令和4年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、令和4年4月1日から行うものとする。

附 則（令和5年3月31日告示第59号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
（令和5年度における補助金交付申請等）
- 3 令和5年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、令和5年4月1日から行うものとする。

附 則（令和6年3月31日告示第89号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に申請、決定等がなされた北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の支給については、なお従前の例による。
(令和6年度における補助金交付申請等)
- 3 令和6年度における北秋田市住宅リフォーム支援事業補助金の交付申請の受付は、令和6年4月1日から行うものとする。

附 則 (令和7年3月28日告示第66号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

申請の区分		添付を要する書類
共通 (すべての申請区分)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書又は見積書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が 1 / 2 以上であることがわかる図面 ・建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他市長が必要と認める書類
第 6 条第 1 項第 1 号 (ハ) 該当	中古住宅購入世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) ・購入した住宅の売買契約書の写し ・誓約書 (※リフォーム後に転居する場合)
第 6 条第 1 項第 1 号 (二) 該当	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書
第 7 条の 2 該当	移住者	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票 (申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの) ・納税証明書 (前住所地の市区町村発行) ・誓約書 (※リフォーム後に転居する場合)
第 7 条の 5 該当	排水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備新設等確認通知書の写し ※下水道係から発出されます ・浄化槽設置届出受理書の写し ※秋田県 (保健所) から発出されます

別表第 2 (第 11 条関係)

申請の区分		添付を要する書類
共通 (すべての申請区分)		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書 (様式第 8 号) ・その他市長が必要と認める書類
第 6 条第 1 項第 1 号 (ハ) 該当	中古住宅購入世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・転居後の住民票謄本
第 7 条の 2 該当	移住者	<ul style="list-style-type: none"> ・転居後の住民票謄本
第 7 条の 5 該当	排水設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・北秋田市検査済証公共下水道 (農業集落排水) の写真 ※下水道 No. (集排 No.) が確認できること ・工事施工中、工事施工後の写真及び保証登録証の写し